

化学物質の内分泌かく乱作用に関する検討会 設置要綱

1. 目的

平成 22 年 7 月に公表した「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応- EXTEND2010-」（以下 EXTEND2010 とする）に基づき、環境省が実施する事業について幅広い観点から検討・評価・指導を求めるため、「化学物質の内分泌かく乱作用に関する検討会」を設置する。

2. 検討内容

環境省が EXTEND2010 に基づき実施する化学物質の内分泌かく乱作用に関する事業（野生生物の生物学的知見研究及び基盤的研究の推進、試験法の開発及び評価の枠組みの確立、作用・影響評価の実施等）における以下の事項について、指導・助言を求める。

- （１）各事業の計画に関する事項
- （２）各事業の成果の評価・とりまとめに関する事項
- （３）その他必要な事項

3. 組織等

- （１）学識経験者・民間団体の担当者等の中から環境保健部長が召集する検討員をもって構成する。
- （２）検討会に座長を置き、検討員の互選によりこれを定める。座長は検討会の会務を総理する。
- （３）検討会の座長に事故があるとき等において座長の職務を代行するため、検討会に座長代行を置き、座長代行は座長が指名することとする。なお、検討会において特別な事項を検討する必要がある場合には、必要に応じて学識経験者等、検討事項に関連あるものを説明員、講師または参考人として出席させることができる。
- （４）検討会の事務は環境省総合環境政策局環境保健部環境安全課において処理する。